

はじめに

ナポレオン・ボナパルトは 1800 年から 1804 年の短期間に、共和暦Ⅷ年憲法の承認（1800 年）、ナポレオンの終身第一統領への就任（1802 年）、ナポレオン家の皇位継承（1804 年）に関する 3 回の国民投票を行い、帝政を確立した。これらの国民投票により、ナポレオンは政治状況を利用して民意を誘導して信任をとりつけ、独裁的権力を正当化したと言われる。それは、特定の人物や団体に対する信任投票を求める等、独裁権力に正当性をあたえる国民投票を意味するプレビシットの典型とみなされてきた。

確かに、ナポレオンは国民投票の効果をよく知っていた。しかし、彼は、帝政の確立とその権力の正当化のためにどれほど国民投票に期待していただろうか。1793 年憲法の承認を問う国民投票を行った山岳派との比較でこの問を考察することが、研究の目的である。フランス国立文書館、フィニステール県文書館等所蔵の手稿史料をもとに、フランス国立図書館所蔵の活字史料と文献を広く調査し研究にあたった。

I 国民投票への期待

（1）山岳派の固執

1792 年 8 月 10 日の革命で共和制が宣言された後、新たな憲法制定のために国民公会が組織された。周辺諸国との革命防衛戦争がはじまる中、パリでは食糧の取引規制と反革命容疑者の逮捕を主張して一部のセクションと市当局が国民公会への圧力を強めた。パリ以外の地域ではこの動きに警戒が高まり、パリから国民公会を守れという運動が起こる。山岳派がこのパリの動きに乗じてジロンド派を国民公会から追放すると、パリへの反発は頂点に達した。山岳派はこの動きをフェデラリズムと名付けて厳しく批判した。そして、これを制圧し、自らの権力の下に国民的統合を実現する手段として、1793 年 6 月 24 日に採択された新憲法とそれに対する国民の承認に大きな期待をかけた。

6 月 28 日に決定された国民投票の手続のうち、ここでは集計と結果の発表に絞って紹介する。結果の公表は 8 月 10 日に行われると決められていた。しかし、わずか一月あまりですべての国民投票とその集計を終わらせることは不可能だった。8 月 9 日には「圧倒的多数の人民によって承認された」と宣言することしかできず、数字を示した集計結果の発表は 8 月 20 日を待たねばならなかった。

しかし、国民投票はこれで終わりではなかった。10 月 10 日に憲法の施行延期が決定された後もなお投票と集計は続けられた。1794 年 1 月 20 日には 92 カントンの投票結果を補足した新たな集計が発表される。さらに投票と集計は続けられ、最後の集計結果発表は 1794 年 4 月 11 日だった。最も遅い国民投票はこの集計結果発表直前の 4 月 4 日、約 9 ヶ月遅れてフィニステール県のブラスパール Braspars で行われた。

それだけでなく、山岳派は、公会議員を派遣し憲法の精神を振りかざして地方を監視し、さらに、この憲法とその承認を公に批判した地方行政官等に対して、革命裁判所で次々に刑を宣告した。山岳派は、自らの権力の正当性を、この憲法とその承認ほぼ一点に頼らざるを得なかった。

（２）ナポレオンの無頓着

ナポレオンの３回の国民投票は、中央行政庁、市町村行政庁、市町村官吏、裁判所、治安判事等がそれぞれ Oui 用と Non 用の２つの登録簿を設置し、定められた期間に有権者がどこかを訪れて、どちらかの登録簿に氏名、住所、職業を記入するという方法で行われた。様々な官公庁等に登録簿が設置されたため、その数は山岳派が集計した約 6600 通の議事録の 10 倍を超える膨大な件数になったものと思われる。それでも、国民投票によって自らの権力を正当化したいと強く考えていたなら、山岳派のように、相当な時間と労力をかけて集計し、真に圧倒的多数の国民によって承認されたことを証明しようとするだろう。しかし、集計に関する史料は多くなく、丁寧に集計作業を行った形跡はみつからない。1802 年の国民投票では 6 万通の登録簿が 2 ヶ月で集計されたと言われているが、共和暦Ⅷ年憲法の国民投票については内務大臣のもとで 1 万 2000 通が集計されたことが分かっているのみで総数も定かでない上、わずか 1 ヶ月余の時間で集計され、301 万 1007 票対 1562 票の圧倒的多数で承認されたことが内務大臣により報告された。また、この憲法は集計結果が 1800 年 2 月 7 日に発表される一月半も前、地方での投票がはじまったばかりの 1799 年 12 月 24 日に発効が宣言された。国民全体の意向など頓着しないかのような扱いは他の 2 回の国民投票でも同様で、集計結果が発表される前に投票に付された事項が発効している。これらを山岳派と比べると、ナポレオンは国民投票による権力の正当化を強く求めていたわけではないのではないかと思われる。ナポレオンは、国民投票以外にも権力の正当性を得る術を持っていた。次に、それは何かについて、山岳派と比較して例を示したい。

Ⅱ 権力に正当性を与えるもの

（１）山岳派の失敗

山岳派が権力の正当化のために国民投票一点に依存しなければならなくなった要因を、好材料を提供するブルターニュ地方フィニステール県の国民投票からあげてみる。

第一に、パリの山岳派は地方の統制に失敗した。フィニステール県は全国で最も反対票が投じられた県であった。反対票は、投票をとりしきる末端の市町村当局が、山岳派の意向通りに住民を統制できなかったことをの現れである。同県で最も反対票が投じられたディストリクト（県と市町村の間に新設された地方行政庁）はブレストである。ここでは、ブレストと周辺農村の間に 16 世紀末の海軍建設以来の深刻な対立があった。ブレストに設置されたディストリクト当局も市当局も、海軍の食糧供給のために周辺農村から作物を徴発する等、パリ中央の政策を農村に押しつけ、抵抗する村民を武力で押さえつけてきた。この対立はブレスト周辺農村住民の中央に対する反感でもあった。それ故、中央の山岳派の意向を住民に行き渡らせることができなかった町村が多くあり、反対票の多さにつながったのである。

第二に、この反発を中央の教会改革が強く刺激した。聖職者市民的組織法 *Constitution civile du Clergé* は、司祭らの任命に憲法への忠誠の宣誓を義務づけたが、フィニステールでも多くの司祭がこれを拒んだ。教会と密接な関係の中で日常を送っていた住民も、慣れ親しんだ宣誓拒否司祭にかわってヨソ者の宣誓司祭が行うミサに激しく抵抗した。ブレスト・

ディストリクトでは町村当局が新しい宣誓司祭を受け入れるべきか否かについて住民投票を試みたり、宣誓拒否司祭による礼拝を国王に請願しようと試みた町村もあった。これに対してパリの山岳派はさらに強硬に宣誓拒否司祭の逮捕と追放などを命じ、住民の反発を激化させた。

（２）ナポレオンの対応

これらの問題についてナポレオンは、強硬策に終始した山岳派とは全く異なる対処をした。

第一の地方の統制については、自ら任命した県知事を派遣する制度をつくり、中央集権的な地方制度を完成したことで知られている。そして、総裁政府期にはその行政を市町村に担わせようとしたが、市町村長は日々の暮らしに根ざした地域住民と強い共同体的結びつきがあり、それをまもるべく上からの方針に抵抗することも多かった。ナポレオンは、地方の抵抗を前に、山岳派とは別の対応をした。1802年の共和暦Ⅹ年憲法は、21歳以上の男子により小郡 *canton* 集会が組織され、県・郡 *arrondissement* 選挙人団を選出、県・郡選挙人団が県内の主要行政担当者を選出するとを定めた。地元の大土地所有者が県議会議員をはじめとした主要な公職に選出されることが多くなる。地元の名望家をバックに、県議会は地方利益を代弁する場としての性格を強め、県知事もこれと結んで地方政治にあたるようになる。そして、中央でも立法院が諸県の代表者の集まりとして地方利益の代弁者の役割を担うようになる。ナポレオンは、これにより皇帝である自身のみを国家全体の利益の体現者とすると同時に、地方と中央をつなぐ回路を作ることに成功した。

第二の教会問題についても、日々の礼拝はもとより、洗礼、結婚、葬儀といった人生の節目に行われる儀式など、カトリック教会は人々の日常に深く浸透していること、これを破壊すれば人々の間に大きな反発と致命的な分断を生むことをナポレオンはよく理解していた。彼は、権力を掌握するとすぐに、国民公会で定められた礼拝参加者を10人以内にする等の厳しい規制（1795年9月28日法）を廃止した。そして、ローマ教皇庁との間で長く厳しい交渉の末1801年7月コンコルダを結ぶ。革命期に大きな混乱をもたらした小教区の主任司祭の任命は、政府によって認められた人物のリストの中から司教が行い、共和国への宣誓は、「聖なる福音にかけて」共和国憲法に基づく政府に対する服従と忠誠を「神に誓う」という内容にあらためられた。これにより多くの宣誓拒否司祭が宣誓して復職し、人々は望んでいた姿の礼拝とともにある日常を取り戻すことができた。

まとめにかえて

ナポレオンは、自ら率いる軍で戦勝を重ねることでその権力の正当性を強めた。また、イメージ戦略とプロパガンダにも長けていた。国民投票もその一環だったのかもしれない。しかし、それだけでなく、礼拝のような「現実の国民」の望みにこたえ、彼らの日常を守ろうとする地方の利害を中央に伝える回路を用意することで権力の正当性を強固にした。これと比べれば、山岳派は、民主主義等の理念から導き出された自らの望む国民像を描き、その「架空の国民」の意思を国民投票という制度をつうじて現実の国民に表出させようとした、

とまとめることができるだろう。これらの知見は、国民投票制度や民主政治の歴史的本質に関する教育にも反映させるに値するであろう。

敵対する勢力の新聞・出版を弾圧し、議会制を好まず、3名による統領制を採用しても実際は第一統領に権力を集中させ、県知事等の要職は選挙制ではなく任命制で登用する等、ナポレオンの統治は独裁的であった。「現実の国民」の意思によって正当性を得た権力は必然的に独裁と結びつくのか。「現実の国民」の意思を基礎に据えて民主的な政治を実現することができるのであれば、そのために必要なものは何か。これらの問にこたえることが今後の課題となる。